

山林付近で農作業などされる方へ ◆ごみ焼きによる**火災**に注意しましょう◆

林野火災予防強調期間 4月10日～5月20日

- 空気が乾燥する春から初夏にかけては、林野火災が発生しやすい状態が続きます。
- 林野火災の原因は、ごみ焼きや枯草焼きなど、人為的なものが大半を占めています。

ごみ焼きは禁止！

ごみ焼き行為は、法律※により原則禁止されています。

農業や林業を営む上でやむを得ない廃棄物（稲わらや伐採した木の枝など）の焼却は例外として認められていますが、**関係市町村の指導を必ず受け、火の取扱いに注意しましょう。**

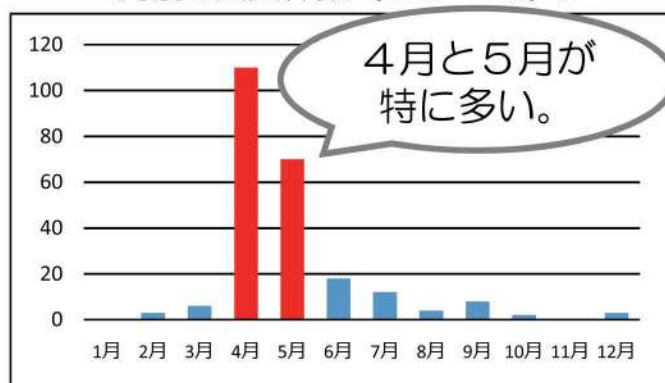
※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条の2

【注意事項】

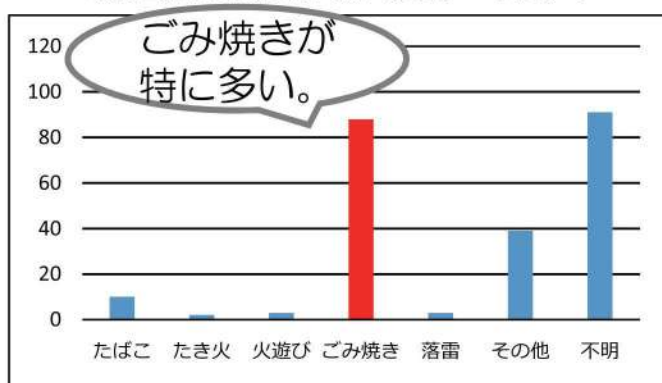
- ・ 強風時、乾燥時は焼却しない。
- ・ 消火の準備をしておく。
- ・ 監視人を置く。
- ・ その場を離れるときは、消火する。
- ・ 一度に大量に燃やさない。
- ・ 火の後始末を必ず行う。

林野火災が起きた原因によっては、賠償責任が発生する場合があります。
林野火災予防強調期間中はもとより、期間外においても林野火災を起こさないように注意してください。

＜月別の出火件数（H27～R6）＞



＜原因別の出火件数（H27～R6）＞



※ごみ焼き：枯草焼きや落葉焼きを含む。

自然災害の備えに 森林保険

森林保険は、あなたの森林が火災や風害などの災害にあったときに手厚い補償を行い、森林の復旧や経営への不安を解消します。

申込み手続き

まずは最寄りの森林組合までご相談ください。

ご相談内容に応じて、ご希望に沿ったお見積もりをご案内いたします。

このチラシに関するお問合せは、下記までお願いします。
最寄りの（総合）振興局産業振興部林務課林務係 又は、
北海道水産林務部林務局森林整備課整備調整係 011-204-5505